

特別史跡加曾利貝塚第2期史跡整備基本計画調査検討支援業務委託 仕様書

1 委託名 特別史跡加曾利貝塚第2期史跡整備基本計画調査検討支援業務委託

2 委託期間 契約締結日の翌日から令和6年3月22日（金）まで

3 目的

特別史跡加曾利貝塚は、日本最大級の大型貝塚として知られ、縄文時代中期から晩期までの生活の痕跡が良好な状態で保存されていることや、貝層断面などの野外展示が埋蔵文化財の整備・活用に関して先駆的な存在であることなどから、平成29年に特別史跡として指定された。

平成28年度に『史跡加曾利貝塚保存活用計画書』（以下「保存活用計画」という。）を策定し、既存施設の活用を前提とした「短期的整備」と、新博物館の整備を前提とした「中長期的整備」に区分して加曾利貝塚の史跡整備を進めていくことを示した。平成30年度に策定した『特別史跡加曾利貝塚グランドデザイン』（以下「グランドデザイン」という。）では、基本構想とともに、それに基づいた短期的整備計画を策定した。現在は、この計画に定めた史跡整備を進めているところである。

今後はこの短期的整備を第1期史跡整備基本計画として位置付け、中長期的整備について、博物館移転までの史跡内整備を第2期史跡整備基本計画、新博物館設置後の整備を第3期史跡整備基本計画とし整備を終了させる方針である。

第2期史跡整備基本計画は、令和5年度から計画策定準備を開始し令和6年度に策定を行う。これにより計画した整備完了までの期間は、7年程度を見込んでいる。

本委託では、この第2期史跡整備基本計画策定に向けた令和5年度で行う調査検討の支援業務を行うものである。

4 適用範囲

本仕様書は、千葉市（以下「発注者」という。）が発注する「加曾利貝塚第2期史跡整備基本計画調査検討業務委託」を受託した者（以下「受託者」という。）が遵守すべき主要な事項を示したものであり、契約書に定めるもののほか、本仕様書に基づき業務を行うものとする。

5 業務概念

本業務を施行するにあたって、受注者は発注者の意図及び目的を十分理解したうえで経験のある最上級の技術者を定め、かつ、適正な人員を配置して、最高技術を発揮できるよう努力するとともに、正確丁寧に行うものとする。

6 業務の指示及び監督

- (1) 受注者は、本業務を施行するにあたり、当該契約に基づき千葉市が定める監督職員と常に密接な連絡を取り、その指示に従わなければならない。
- (2) 受注者は、業務上必要と思われるもので、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項並びに仕様

書に明記していない事項については、発注者と事前に協議し、その指示に従わなければならない。

- 7 対象地域 加曽利貝塚（千葉市若葉区桜木2丁目81-1外）
史跡指定地内 約15.1ha

8 委託業務の内容

「保存活用計画」に示したゾーニング及びランドデザインにて示した基本方針に基づき、新博物館の整備に合わせた史跡整備の基本計画の調査検討を行う（基本計画は令和6年度策定予定）。

本業務は、整備基本計画策定のための（1）現況の把握と課題の整理と、（2）各種整備基本計画の検討と設定（3）図表の作成（4）打合せ協議を行うものである。そのための業務の詳細は以下のとおりとする。

（1）現況の把握と課題の整理

「ランドデザイン」で整理した課題について第1期史跡整備の成果を踏まえ、時点修正を行う。

（2）各種整備基本計画の検討と設定

「保存活用計画」で示したゾーニングと、「ランドデザイン」で示した基本構想・基本方針に基づき検討する。整備の各項目は以下の通りである（図1参照）。

ア 遺構の整備

加曽利貝塚の本質的価値を構成する要素の中核を担う遺構・包含層と埋蔵されている遺物を適切に保存するとともに、加曽利貝塚の特色を顕在化するための表現手法・工法・材料等を検討する。本計画では、北貝塚・南貝塚の表現に関し検討を行う。

イ 修景

史跡内において、来訪者が縄文時代の景観と人々の暮らしを体感及び見学時の安全に配慮した整備ができるよう、植栽の整備・管理について検討する。

本計画では、保存活用計画で定めた保存植生域についての植栽管理を検討する。その他、景観障害物の撤去や設置方法の変更について検討する。

ウ 施設設備

来訪者の利便向上や景観に配慮しつつ、インフラ設備や園路・サイン等について検討する。本計画では、北貝塚貝層断面観覧施設の展示環境の改善、バリアフリー化や耐震改修に伴う特記事項の整理を行う。第1期史跡整備基本計画にて、便益施設内にトイレを新設済であるが、屋外トイレの追加設置に関して検討する。ほか、史跡内での排水施設の設置が困難であることから、史跡を保護する形での排水機能設備を検討する。

エ 動線計画

見学者動線・管理者用動線等を検討する。本計画では、新博物館のルートを踏まえた動線計画の検討を行う。第1期史跡整備基本計画にて定めたサイン（解説板・案内板）の設置計画について再検討する。

(3) 図表の作成

検討結果について必要な図・表を作成し示すこと。

(4) 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、中間、業務完了時の計3回行うこととし、その他必要に応じ随時行うものとする。

9 業務を進めるうえでの留意事項

(1) 提出日の詳細や成果の熟度については、発注者と協議のうえ、決定することとする。

10 法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、本仕様書の他、関係法令、規則等を遵守すること。

11 権利関係

(1) 本業務における成果物の取扱い

①本業務の履行に係る成果物（印刷物等）の所有権は全て発注者に帰属する。

②成果物が著作権法（昭和45年法律第48条）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

(2) 著作権・知的財産権の使用

①本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

②上記に関わらず、発注者がその方法を指定した場合は、その限りではない。

12 発注者が提供（貸与）できる資料等

- ・各種（施設）図面類
- ・加曽利貝塚博物館の利用人数
- ・市保管の書籍等
- ・史跡加曽利貝塚保存活用計画書
- ・史跡加曽利貝塚総括報告書
- ・加曽利貝塚博物館の現状とあり方の基礎調査報告書
- ・特別史跡加曽利貝塚ランドデザイン
- ・特別史跡加曽利貝塚短期的整備基本設計
- ・特別史跡加曽利貝塚短期的整備実施設計
- ・その他、業務に必要なデータ

13 成果物

(1) 業務報告書 3部及び電子データ

14 納付場所

〒260-8722

千葉県千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所 高層棟7階

15 その他

- (1) この業務を実施するにあたっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行わなければならない。
- (2) 本仕様書の内容について疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議のうえ、その指示に従い業務を進めるとともに、発注者は業務期間中いつでもその業務の進捗状況の報告を求めることができるものとする。